

宇部ロータリークラブ細則

2019 年 12 月 5 日改定

宇部ロータリークラブ

会長 作村 良一

第1条 理事会

本クラブの管理主体は理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト(副会長)、幹事、会計(副幹事)、会場監督(S.A.A)、および本細則第2条第2節に基づいて選挙された5名の理事で構成される。

第2条 選挙と任期

第1節 次々年度会長(会長ノミニー)の選挙

- (a) 次々年度会長候補者は、指名委員会による推薦候補者並びに正会員3名以上の推薦による候補者とする。
- (b) 当該年度の会長は、年次総会1ヶ月前の例会において立候補を会員に求めなければならない。尚、立候補の締め切りをその1週間後の例会開会までとし、締め切り後の次例会において、候補者名を会員に通知するものとする。締め切りまでに立候補がない場合、会長は指名委員会に再度候補者の推薦指名を委託する。
- (c) 次々年度会長候補者が1名である場合、年次総会において選挙はしない。従って、候補は必然的に次々年度会長に選任される。
- (d) 次々年度会長(会長ノミニー)は、次年度クラブ副会長(会長エレクト・理事)としてクラブ管理運営委員会を担当し、その翌年度会長に就任する。
- (e) 次々年度会長候補者は理事経験者が望ましいが、指名委員会の判断に委ねるものとする。

第2節 理事及び役員の選挙

- (a) 次年度理事候補者の定員は11名とする。
- (b) 予め選任された次年度理事は、会長・直前会長・副会長・幹事・会計・S.A.Aの6名とし、幹事・S.A.Aは次年度会長(会長エレクト)の指名によるものとする。
また、会計は次々年度会長(会長ノミニー)の指名によるものとし、副幹事(次年度幹事)を兼務する。
従って、次年度理事候補者5名を年次総会において選挙する。
- (c) 当該年度会長は年次総会1ヶ月前の例会において、年次総会にて次年度理事の選挙を行うことを会員に通告する。また、同時に選挙管理委員長を指名し公表する。
- (d) 当該年度会長は、年次総会1ヶ月前までに選挙管理委員長の指名を済ませ、少なくとも年次総会の2週間前までに6名の選挙管理委員を指名しなければならない。
- (e) 次年度理事候補者は、理事・役員及び委員長の経験者でなければならない。但し、連続3期理事(職権上の理事を除く)であった会員は次年度に限り、理事候補から除外するが、会長・直前会長・副会長・幹事・会計・S.A.Aには適応しない。

第3節 選挙に係わる委員会

(a) 指名委員会

- (1) 会長経験者(パスト会長)並びに当該年度会長により構成される。
- (2) 当該年度会長は本会を主催し、次々年度会長候補者の推薦指名を本会に諮問するものとする。

(b) 選挙管理委員会

- (1) 当該年度会長により、1名の委員長と6名の委員が指名され7名をもって構成する。
- (2) 理事候補者の資格・投票用紙の作成チェック・投票・選挙・開票集計内規に基づく当選者の発表等、選挙を司るものとする。
- (3) 委員会は選挙結果発表をもって解散する。
- (4) 理事選挙における次点以下の結果は、次年度幹事の責任によって厳重管理されるものとする。

第4節

- (a) 次年度会長(会長エレクト)は、年次総会後2週間以内に次年度理事会を開いてクラブ会員の中から、幹事並びに会場監督(S.A.A)を確認しなければならない。また次々年度会長(会長ノミニー)による会計(副幹事)及び副会場監督(副S.A.A)の推薦指名を確認するものとする。
- (b) 副幹事及び副S.A.Aは幹事及びS.A.Aを補佐し、次年度幹事及び次年度S.A. Aになるものとする。

第5節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。ただし、会長の場合には、直前会長が代行し、被選挙理事の場合には、次点候補者をもって補填する。

第6節 役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。ただし、会長エレクトの場合には、当該年度会長の責任のもと、臨時総会を開催し再度選出する。

[会長ノミニー選挙内規]

- (1) 投票は候補者名をアルファベット順に記入した用紙を用い、○印をもって投票表示をする。
- (2) 過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。
- (3) 得票数同数の場合は年長者を上位とする。

[次年度理事選挙内規]

- (1) 投票は候補者名をアルファベット順に記入した用紙を用い、○印をもって投票表示をする。
- (2) 選挙管理委員会により定めた被選定数以上の投票表示をした投票は無効とする。
- (3) 前年度よりの再選理事は被選挙理事5名の内、3名以内とする。
- (4) 得票数同数の場合は年長者を上位とする。

第7節 各役職の任期は以下の通りである。

会長 : 1年
直前会長 : 1年
副会長 : 1年
幹事 : 1年
会計 : 1年
会場監督 : 1年
理事 : 1年

第3条 役員の任務

第1節 会長 本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長 理事会のメンバーとしての定められる任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト(副会長) 理事の任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

尚、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第4節 幹事

- (a) 会員の記録を管理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事概要を作ってこれを保管する。
- (b) 全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員については、比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告書・会員資格変更報告書(毎月の最終例会の後15日以内に地区ガ

パナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む）・諸種の義務報告書を RI に対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する任務を行う。

第 5 節 会計 すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことを持って会計の任務とする。その職を去るに当たって会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がねばならない。

第 6 節 会場監督 (S. A. A) 通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第 4 条 会合

第1節 年次総会

- (a) 本クラブの年次総会は毎年12月の第1例会日に開催されるものとする。そして、この年次総会において会長ノミニーおよび次年度理事の選挙を行わなければならない。また、現年度の収入と支出を含む中間報告と前年度の財務報告を行わなければならない。
- (b) 会員総数の2分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第2節 例会

- (a) 日および時間 本クラブの毎週の例会は木曜日午後12:30に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更は、すべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または定款第 10 条第 4 節および第 5 節の規程に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会において充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは宇部ロータリークラブ定款第7条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。
- (b) 会合の変更 正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会日の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することが出来る
- (c) 取消 例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日にあたる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれている場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、

または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

- (d) 他のロータリークラブへの出席、理事会が承認した会、奉仕活動への出席で欠席をメイクアップすることができる。ただし欠席例会の前後2週間の間になされなければならない。

第3節 理事会の会合

- (a) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。定例理事会は毎月第1例会の終了後に開催されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。
- (b) 理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。
- (c) 理事会の全ての会合について幹事が書面による記録を残し、管理・保管する。

第5条 会費

第1節 会費

会費は年額24万円とし、各半年ごとの各支払額のうち一部は、各会員の RI 公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第2節 入会時の会費納入

新入会員候補者は、承認に先んじ月割り(端数切捨て)にて会費を納入すべきものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭でなく投票により処理することを決定することができる。

第7条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第8条 委員会

第1節

- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
 - ① クラブ管理運営委員会
 - ② 会員組織委員会
 - ③ 公共イメージ委員会
 - ④ 奉仕プロジェクト委員会
 - ⑤ 財団委員会
 - ⑥ 宇部RC(内良)奨学金委員会
- (b) 会長は理事会の承認の下に、クラブ管理運営委員会、会員組織委員会、公共イメージ委員会、奉仕プロジェクト委員会、財団委員会及び宇部RC(内良)奨学金委員会について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。また、必要があれば理事会の承認の下に特別委員会を設置することができるものとする。
- (c) クラブ管理運営委員会、会員組織委員会、公共イメージ委員会、奉仕プロジェクト委員会、財団委員会及び宇部RC(内良)奨学金委員会は、それぞれ会長が任命する委員長および小委員会は、少なくとも1名以上の委員からなるものとする。
- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務及びさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ实际的である限り、1名又は数名の委員を再任するかまたは1名又は数名の委員を2ヵ年の任期をもって任命することにより委員会を継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第2節 クラブ管理運営委員会

- (a) クラブ管理運営委員会委員長は、クラブの効果的な運営に関する活動全部に対して責任をもち、かつクラブ運営について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ管理運営委員会は、クラブ管理運営委員会委員長とクラブ運営の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ運営の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席・クラブ会報委員会

プログラム委員会
親睦活動委員会

第3節 会員組織委員会

- (a) 会員組織委員会委員長は、組織強化の活動全部に対して責任をもち、かつ組織強化について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 会員組織委員会は、会員増強委員会委員長と会員組織の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は、理事会の承認の下にクラブ運営の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

会員増強委員会
ロータリー情報委員会

第4節 公共イメージ委員会

- (a) 公共イメージ委員会委員長は、クラブ広報・雑誌の活動全部に対して責任をもつものとする。
- (b) 会長は、理事会承認の下に広報・雑誌委員会を設置するものとする。
- (c) 広報・雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地方新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第5節 奉仕プロジェクト委員会

- (a) 奉仕プロジェクト委員会委員長は、奉仕プロジェクトの諸活動の全部に対して責任をもち、かつ奉仕プロジェクトの各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 奉仕プロジェクト委員会は、奉仕プロジェクト委員会の委員長と奉仕プロジェクトの特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、奉仕プロジェクトの特定分野について次の各委員会を設置するものとする。

職業奉仕委員会
社会奉仕委員会
青少年奉仕委員会
国際奉仕委員会

第6節 財団委員会

- (a) 財団委員会委員長は、資金的寄付の活動全部について責任をもち、かつ資金的寄付について設置された委員会のあらゆる仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 財団委員会は、ロータリー財団委員会委員長と財団の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

会長は、理事会の承認の下に財団の中の特定の分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

ロータリー財団委員会

米山記念奨学会委員会

第7節 宇部RC(内良)奨学金委員会

- (a) 宇部RC(内良)奨学金委員長は、宇部RC(内良)奨学金に関する活動全体について責任を持つものとする。

- (b) 会長は、理事会承認の下に宇部RC(内良)奨学金委員会を設置するものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ運営に関する事項においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ管理運営委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ管理運営の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a) 出席・クラブ会報委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること — これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる。 — を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会に出席できない場合の他のクラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよい奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

また、この委員会は、クラブ会報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

- (b) プログラム委員会。この委員会は本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (c) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果すものとする。

第2節 会員組織委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものであ

る。

- (a) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適切な人物の指名を理事会に推薦するよう努めなければならない。また、この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。この委員会は、本クラブの会員の退会防止にも努めなければならない。

また、この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

- (b) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、入会してからの最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。また、この委員会は、クラブの定款、細則に関する事項を担当し、理事会に提案するものとする。

第3節 公共イメージ委員会。この委員会は、一般の人々にロータリーに関する情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

- (a) 広報・雑誌委員会。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、目的および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。また、この委員会は、RI公式雑誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない後援者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。また、この委員会は、本クラブのホームページの作成・管理とロータリーの資料保存等を行うものとする。

第4節 奉仕プロジェクト委員会。この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

- (a) 職業奉仕委員会。この委員会は、本クラブが、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役に立つ指導

と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

- (b) 社会奉仕委員会。この委員会は、本クラブが、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役に立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について次の職務を監督しこれを調整するものとする。

- ① 人間尊重:援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、全ての人が生涯にわたり幸福に暮せるように心を配るものとする。
 - ② 地域発展:地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。
 - ③ 環境保全:地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。
 - ④ 協同奉仕:地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。
- (c) 青少年奉仕委員会。この委員会は、別途ローターアクトクラブ細則に則り、ローターアクトクラブに関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役に立つ指導と援助を与えるものとする。また、この委員会は、青少年に関わる奉仕活動を行うものとする。
- (d) 国際奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄(世界社会奉仕・姉妹クラブ・国際交流等)においてその諸責務を遂行するうえに役に立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

第5節 財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じて財団を支援する計画を立て、実施するものである。

- (a) ロータリー財団委員会。この委員会は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの目的とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解と平和を達成しようとするRIの努力を支援するものとする。
- (b) 米山奨学会委員会。この委員会は、本クラブの会員が、米山記念奨学会の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案し、これを実施する。

第6節 宇部RC(内良)奨学金委員会

- (a) 宇部RC(内良)奨学金委員会。この委員会は、次世代人材の育成に協力するために宇部市内の高校生を対象に向上心旺盛で優秀な生徒の支援を行うものとする。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席の義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第 11 条 財務

第 1 節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の決議によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動に関する予算である。

第 2 節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、奉仕プロジェクトに関する予算である。

第 3 節 すべての勘定書は、会計または理事もしくは権限をもつ役員の2名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第 4 節 すべての資金業務処理は、毎年1回理事会により指名された会員による全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 6 節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 12 条 会員選挙の方法

第 1 節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の指名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に特別な定めのある場合を除き事前に漏らしてはならない。

第 2 節 理事会は、その推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

(必須資格条件)

善良、高潔性、リーダーシップがあり、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けており、地元や世界の地域社会に奉仕する意欲のある成人であること。

第 3 節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第 4 節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類(正会員の場合)をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、名誉会員でないなら、所定の会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第 7 節 クラブは、宇部ロータリークラブ定款に従い、理事会より推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 13 条 決議

クラブは理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

第 14 条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信および告示事項

委員会報告(もしあれば)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 15 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対し行うことはできない。

付則

1. 2017 年(平成 29 年)5 月 11 日 施行
2. 2019 年(令和元年)12 月 5 日 施行